

松江市児童遊園地整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する松江市児童遊園地整備事業費補助金については、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の対象等)

第2条 補助金の名称、目的、交付の対象である事務又は事業の内容、補助対象経費、交付の率又は金額、補助事業者の範囲及び終期は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市児童遊園地整備事業費補助金
補助金交付の目的	児童憲章の精神に基づき、交通事故から幼児・児童を守り、遊び場を通じて健全に育成するための施設として、子供の遊び場を整備充実し、その機能を発揮するため、その費用の一部を補助することを目的とする。
補助金交付の対象である事務又は事業の内容	市内各地で新設、あるいは整備充実しようとする児童遊園地で次に掲げる要件を満たすもの。 1 児童遊園地の維持管理に対する責任者が定められており、十分な維持管理ができると認められること。 2 おおむね90㎡以上の広さがあり、助成額と同等以上の新設、あるいは整備の自己支出があるもの。
補助対象経費	遊具の購入及び修繕に要する経費、またはその他児童遊園地の整備に要する経費
交付の率又は金額	補助対象経費の2分の1以内とし、上限を180,000円とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てるものとする。
補助事業者の範囲	児童遊園地の管理運営団体
終期	令和9年3月31日

(雑則)

第3条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。